

高砂市中小事業者エネルギー価格高騰対策支援給付補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、急激なエネルギー価格の高騰による影響を大きく受けた中小事業者に対し、事業継続を支援するため、第2期として高砂市中小事業者エネルギー価格高騰対策支援給付補助金（以下「給付補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは同条第5項に規定する小規模企業者又はこれらと同等であると市長が認める者をいう。

(補助対象者)

第3条 給付補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小事業者とする。

(1) 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小事業者で、補助金の交付申請の時点で市内において事業を営んでいる実態があり、引き続き市内で事業を継続して行う意思があること。

(2) 令和5年8月1日において、開業後1年を経過していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付補助金の交付の対象としない。

(1) 次のいずれかに該当する中小事業者（みなし大企業）

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小事業者以外の者であって事業を営むものをいう。以下同じ。）が所有している中小事業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小事業者

ウ 大企業の役員又は職員である者が中小事業者の役員総数の2分の1以上を占めている中小事業者

(2) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が事業を営んでいる中小事業者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する営業を営む中小事業者（同条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）

(4) 営業に関して必要な許認可等を取得していない中小事業者

(5) 兵庫県が実施する医療機関等における物価高騰対策一時支援金（令和5年

- 6月補正予算において可決した医療機関等における光熱費高騰対策をいう。)の支給対象に該当する中小事業者
- (6) 兵庫県が実施する社会福祉施設における光熱費等高騰対策一時支援金(令和5年6月補正予算において可決した社会福祉施設等における光熱費等高騰対策をいう。)の支給対象に該当する中小事業者
 - (7) 市が給付補助金を交付することによって、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある中小事業者
 - (8) 申請時点において、市税を滞納している中小事業者(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて延納等を認められた者を除く。)
 - (9) 偽りその他不正の行為等により、国、県及び市から補助金の交付を受けたことが判明し、国、県及び市から返還を求められたにもかかわらず、当該補助金の全部又は一部を返還していない者が代表者である中小事業者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、原油価格・物価高騰の影響により、令和5年1月から同年6月までのうち任意の1月において、補助対象者が市内の事業所で事業用として使用した次に掲げる経費(消費税及び地方消費税相当額は含まない。)の合計額から、他者への販売を目的として購入した経費を除いたものをいう。

- (1) 重油
- (2) ガソリン
- (3) 軽油
- (4) 灯油
- (5) 電気
- (6) 都市ガス
- (7) プロパンガス
- (8) その他事業で使用した燃油等であって市長が認めるもの

(給付補助金の額等)

第5条 給付補助金の額は、前条に規定する経費が5万円以上10万円未満の中小事業者にあっては5万円、10万円以上20万円未満の中小事業者にあっては10万円、20万円以上の中小事業者にあっては20万円とする。

- 2 給付補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。ただし、各補助対象者の所在地が同一の建物内にあり、かつ、その代表者が同一人物、親子又は夫婦の関係にある場合は、当該各補助対象者を1補助対象者とみなし、代表する中小事業者に対してのみ給付補助金を交付するものとする。

(交付の申請及び請求)

第6条 給付補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、

高砂市中小事業者エネルギー価格高騰対策支援給付補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、別に定める期間において、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、予算の範囲内において、前項の規定による申請の受付を先着順で行う。ただし、受け付けた当該申請に係る給付補助金の合計額が給付補助金に係る予算額を超える場合は、当該予算額を超える日に受け付けた申請者全員を対象として市による抽選を行い、次条第1項の規定による給付補助金の交付の可否の決定に当たっての順位を決定するものとする。

（給付補助金の交付決定及び確定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により給付補助金の交付を決定したときは、速やかに交付すべき給付補助金の額を確定し、高砂市中小事業者エネルギー価格高騰対策支援給付補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により、前条第1項の規定による申請をした申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により給付補助金を交付しないことに決定したときは、高砂市中小事業者エネルギー価格高騰対策支援給付補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を明示し、前条第1項の規定による申請をした申請者に通知するものとする。

（交付決定及び確定の取消し等）

第8条 市長は、中小事業者が偽りその他不正の行為により給付補助金の交付を受けたときは、前条第2項の規定による給付補助金の交付決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により給付補助金の交付決定を取り消したときは、高砂市中小事業者エネルギー価格高騰対策支援給付補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、給付補助金の交付を受けた中小事業者に、その旨を通知するものとする。

（給付補助金の返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定により給付補助金の交付決定を取り消した中小事業者に対し、給付補助金の全額を返還させるものとする。

- 2 前項の規定による返還は、別に定めるところにより、市長が指定する日までに行わせるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付補助金の交付に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。